

川俣町就農者確保移住支援金交付要綱

令和3年10月1日

川俣町告示第61号

(趣旨)

第1条 川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び川俣町移住・定住促進中期戦略に基づき、町は、町特産の農産物の生産に関し、高齢化が進んでいる生産者の後継者不足を解消し、産地の将来とブランド価値の維持を図るため、就農した移住者に対して、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象農産物

トルコギキョウ、川俣シャモの各品目をいう。

(2) 対象農産物に関する就農

自ら、次に掲げる各農業のいずれかを営むことをいう。なお、法人等に就業する場合は含まないものとする。

ア トルコギキョウについて、間口7.2m、奥行き45mの農業用ハウス3棟またはそれと同等以上の面積で作付けを行い、生産を行うこと。

イ 川俣シャモについて、1回の入荷羽数が1,000羽以上となるよう入荷を行い、生産を行うこと。

(3) 移住

本町外の地域から住民票の異動を伴い本町に転入し、5年以上継続して居住する意思をもって主たる生活拠点を本町に構えることをいう。

(4) 移住支援金

第4条で規定する交付対象者に対して交付する支援金をいう。

(交付金額)

第3条 川俣町就農者確保移住支援金（福島県外からの移住者）実施要領（令和3年川俣町告示第62号。以下、「実施要領」という。）で示す要件を満たす者に対し、移住に要する経費として、最大100万円を移住支援金として交付する。

(対象者の要件)

第4条 移住支援金の交付対象者要件については、実施要領に定める。

(交付対象者の登録)

第5条 移住支援金の申請をすることを予定している者は、本町へ転入し、かつ、対象農産物に関する就農を開始した後速やかに、実施要領に定める書類を町長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 前条の規定により登録した者は、本町へ転入した日又は対象農産物に関する就農を開始した日のいずれか遅い日から起算して3か月後以降、実施要領に定める書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、本町へ転入した日から起算して1年後の日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに当該申請者に交付の決定を実施要領に定める様式により通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合は、その理由を付して当該申請者に不交付の決定を実施要領に定める様式により通知する。

(支援金の交付請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに実施要領に定める請求書を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに移住支援金を申請者に交付するものとする。

(交付申請及び交付請求の取り下げ)

第10条 第6条に規定する移住支援金の交付申請及び第8条に規定する移住支援金の交付請求の取下げを行う場合は、実施要領に定める様式を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった者、又は虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者に対して、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した移住支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、実施要領に定める様式により、交付決定の取り消しを受けた者へ通知するものとする。
- 3 第1項の規定により交付した移住支援金の全部又は一部を返還させるときは、実施要領に定める様式により行うものとする。

(返還制度)

- 第12条 町長は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、交付した移住支援金を返還させることができる。
- (1) 移住支援金の申請日から5年以内に本町外へ転出した場合。
 - (2) 移住支援金の申請日から5年以内に、本町において行う対象農産物に関する就農を終了した場合。
 - (3) 虚偽の申請であることや居住や対象農産物に関する就農の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- 2 返還の対象となる金額は別表第2に定める金額とする。
 - 3 町長は、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。

(報告及び立入調査)

- 第13条 町長は、必要があると認める場合、交付決定者に対して居住実態や対象農産物に関する就農の状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(現況の報告)

- 第14条 移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、居住継続及び対象農産物に関する就農の事実を記載した実施要領に定める現況届を町長に報告しなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表第 1（第 1 2 条関係）

返還発生の要因	返還を命ずる額
虚偽の申請等が明らかとなった場合	交付額の全額
移住支援金の申請日から 3 年未満で転出した場合	交付額の全額
移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合	交付額の半額
移住支援金の申請日から 3 年未満で本町において行う対象農産物に関する就農を終了した場合	交付額の全額
移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本町において行う対象農産物に関する就農を終了した場合	交付額の半額

※ 1 居住や対象農産物に関する就農の実態がないこと等が明らかとなった場合は、別表第 1 に関わらず返還を求める場合がある。

※ 2 複数の要因に該当する場合は、いずれか最大の額を適用する。